

## 河内町告示第15号

平成27年第1回（4月）河内町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年4月6日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 平成27年4月14日
2. 場 所 河内町議会議場
3. 事 件  
専決処分の承認を求めることについて  
専決処分の承認を求めることについて  
専決処分の承認を求めることについて  
河内町立学校設置条例の一部を改正する条例  
平成27年度河内町一般会計補正予算（第1号）

平成27年第1回  
河内町議会臨時会会議録

平成27年4月14日 午前10時00分開会

1. 出席議員 11名

1番	雑賀	茂君	3番	服部	隆君
4番	篠田	英一君	5番	野澤	良治君
6番	青野	正君	7番	星野	初英君
8番	牧山	龍雄君	9番	福智	正之君
10番	廣瀬	裕君	11番	大野	佳美君
12番	宮本	秀樹君			

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
総務課	長	羽田	健二君
企画財務課	長	藤井	俊一君
都市整備課	長	吉田	茂久君
秘書広聴課	長	石山	正光君
水道課	長	椿	法男君
経済課	長	諏訪	洋一君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	萩原	治夫君
町民課	長	林	博行君
福祉課	長	大槻	正己君
出納室	長	石山	和雄君
子育て支援課	長	秋山	豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 岩橋 弘

## 1. 会議録署名議員

9番 福智正之君  
10番 廣瀬裕君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程

平成27年4月14日（火曜日）

午前10時00分開会

#### 議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程4. 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程5. 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程6. 議案第1号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第2号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第1号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 報告第1号
- 日程4. 報告第2号
- 日程5. 報告第3号
- 日程6. 議案第1号
- 日程7. 議案第2号

---

午前10時00分開会

○議長（篠田英一君） おはようございます。ただいまより平成27年第1回河内町議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は11名です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、諸岡周示氏外2名の傍聴を許可いたします。

---

○議長（篠田英一君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろ

しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） それでは、

9番 福智正之君

10番 廣瀬 裕君

両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

○議長（篠田英一君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日4月14日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日4月14日の1日と決定いたしました。

なお、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

---

○議長（篠田英一君） 日程3から日程7の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成27年第1回河内町議会臨時会にお集まりをお願いしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日ご提案いたします報告3件及び議案2件の概要につきましてご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度河内町一般会計補正予算（第7号）でありまして、3月補正後の予算額に5,220万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億1,269万8,000円とするものであります。

第1表の歳入予算の主なものにつきましては、地方交付税5,046万6,000円、県支出金220万円を増額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費の総務管理費として基金積立金5,000万5,000円、商工費の商工振興費として補助金220万円を増額するものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、県が実施するプレミアム商品券購入補助事業の内

示額計上による変更、第3表の地方債につきましては、該当貸付がなかったことによる廃止であり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月30日付で専決処分したので報告するものであります。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町税条例等の一部を改正したので報告するものであります。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町国民健康保険税条例の一部を改正したので報告するものであります。

議案第1号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第6条の規定により、本条例の一部を改正するものであります。

議案第2号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に9億2,126万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億8,040万6,000円とするものであります。

第1表の歳入予算の主なものにつきましては、繰入金1億9,500万円、町債4億5,030万円を増額するものであります。

歳出予算につきましては、教育費を9億2,126万4,000円増額するものであります。

第2表の継続費につきましては、統合校建設工事が2カ年に及ぶため設定したものであり、第3表の地方債につきましては、建設工事充当分として追加したものであります。

以上につきまして、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

---

○議長（篠田英一君） 日程3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第1号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

報告第1号は、平成26年度河内町一般会計補正予算（第7号）でありまして、3月補正後の予算額に5,220万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億1,269万8,000円とするものであります。

第1表の歳入予算につきましては、地方交付税の特別交付税及び震災復興特別交付税は額決定により5,046万6,000円を増額計上し、県支出金の県補助金はプレミアム商品券購入補助として受け入れ額220万円を計上するものであります。

繰越金は、前年度決算額として123万4,000円を計上、町債の災害援護資金は、当年度借り入れがなかったため第3表の地方債補正のとおり170万円を減額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費の総務管理費として公共施設整備基金5,000万円、ふるさと寄附金5,000円を積み立て計上し、商工費の振興費は、県補助分220万円を計上の上、全額を次年度繰り越しするものであり、第2表の繰越明許費補正のとおりであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第1号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程4、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号 河内町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。河内町税条例等の一部を改正する条例の概要説明でございます。

地方税法等の一部改正により、河内町税条例等の一部を改正したもので、主な改正点は次のとおりです。

本則では、各税、町民税、固定資産税、軽自動車税等の減免の申請期限について「納期限前7日まで」となっておりましたが、「納期限まで」に改正し、番号法改正に伴う個人番号や法人番号等の規定も整備いたしました。

附則の中では、ふるさと納税の申告特例、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等についての規定を新設し、わがまち特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設いたしました。公害防止施設等に対しての特例になります。今のところ、河内町には該当施設

はございません。

また、平成26年に改正した税条例の附則の中では、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用するとされていた二輪車や農耕車に係る税率について、適用開始時期が1年延長されたことに伴う措置をいたしました。

施行期日について、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

ただし、二輪車や農耕車に係る軽自動車税の税率引き上げを1年間延長する措置は、公布日の平成27年3月31日の施行になります。また、個人番号や法人番号等の規定の適用については、番号法施行の日といたします。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

報告第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号 河内町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程5、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 報告第3号、河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方式の変更をするものであります。

概要につきましては、1、国民健康保険税の課税限度額基礎分「51万円」を「52万円」に、後期高齢者支援金分「16万円」を「17万円」に、介護納付金分「14万円」を「16万円」に、それぞれ改正するものであります。

2、国民健康保険税の低所得者への軽減判定所得でございます。5割軽減の判定基準を被保険者1名につき「24万5,000円」を「26万円」に、2割軽減の判定所得基準を被保険者

1名者につき「45万円」を「47万円」に変更するものであります。

この条例の施行期日は、平成27年4月1日です。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

報告第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第3号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程6、議案第1号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 議案第1号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例の概要説明を申し上げます。

本件は、義務教育諸学校等の施設の国庫負担等に関する法律施行令第6条の規定により、本条例の一部を改正するものであります。

統合校の基本設計が策定され、その概要について全員協議会において説明させていただいたところであります。施設の整備の国庫補助申請に当たり、学校統合が条例等で定められたものに限り統合年度の3年度前から整備することができることから、新設校の設置予定日を条例等で定める必要があるため、仮称にて統合校名を改正するものであります。

なお、この条例は平成29年4月1日から施行するものとし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものとします。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番雑賀 茂君。

○1 番（雑賀 茂君） 今回、学校設置条例の一部改正ということで上程されておりますが、さきの3月定例会でも反対の意思表示をいたしました。今回も同様に反対の意思を表すものでございます。

その理由は、議案第2号で統合校舎建設に向けた補正予算が計上されており、予算と条例については表裏一体のものであり、地方自治法222条の規定により反対をいたすものでございます。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

6 番青野 正君。

○6 番（青野 正君） 私自身は、この議案第1号と第2号は一体的なものでありますので、私は学校統合に対しては前々から賛成で、やはり早目にこういうことはやるべきだと思っておりますので、この1号に対しても賛成ということで討論をさせていただきます。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠田英一君） 起立6名であります。よって、議案第1号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程7、議案第2号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第2号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第1号）について、議案第2号は平成27年度河内町一般会計補正予算でありまして、当初予算の額に9億2,126万4,000円を追加し、予算の総額を45億8,040万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきまして、地方交付税は普通交付税の1億1,716万4,000円の増額計上であり、国庫支出金の国庫補助金は公立学校施設整備に係る補助金1億5,880万円の計上であります。

繰入金は、公共施設整備基金繰入金1億9,500万円の増額計上であり、町債は統合校校舎等建設事業債4億5,030万円の計上であります。

歳出につきまして、教育費の教育総務費は、統合校の実施設計及び工事監理に係る委託料5,975万円、建設工事請負費として8億5,949万1,000円、用地購入費として202万3,000円を増額計上するものであります。

第2表の継続費補正につきましては、統合校校舎等建設事業を平成27年度、平成28年度の2カ年事業として実施するものであります。

第3表の地方債補正につきましては、統合校校舎等建設に対する起債額の計上でありませぬ。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 私は、この補正予算案に対して反対するものとして意見を述べさせていただきます。

せんだっての27年度予算案に対しても反対し、修正したという経過がある過程の中で、また、河内町は2番目に消滅する自治体ということで、これからの人口の減、そういう面でもいろいろ河内町に対して心配することがいっぱいある中で、これだけの費用をかけ進めていく、また、震災におかれまして、またオリンピックの開催決定において資材の高騰という一番時期の悪い中で着工するということに対して、すごく不安としているところでございます。

ある方のご意見ですと、今、借金するのは愚の骨頂じゃないかと。この時期に借金しないで、もう少したってから進めていくべきだという意見もありました。

そういう中を踏まえまして、オリンピックがある程度定まった中で実施し、それまでの間基金の積み立てをし、体力を蓄えながら町の負担増にならないように考えていくべきじゃないかと思ひます。

特に、財政面に対しては、今回3,000万円の減額ということで予算計上されているということで、そういうのを踏まえると先が不安でならないというのが町民の皆さんのご意見だ

と思います。いろいろ町民の方に話をされますけれども、これで大丈夫なのかと。執行部は大丈夫だ、こう言うのが普通でしょう。我々も、いろいろな面で協議しながら進めていくのが我々議会議員だと思っておりますので、そこら辺を踏まえた中で、私の意見としては、今やらずに、先に送って、長期的な計画のもとに進めていったらいいんじゃないかと。今までの計画の中で場当たりの計画をしているように感じます。

説明会でアンケートをとれと言ったらすぐにアンケートをとったり、それは計画の中で一つの段階を踏まえた中で進めていくべきじゃないかと。これだけ23億円もかける予算で進めていくわけですので、それなりに計画性を持った中で町の行政を進めていくべきじゃないかと思います。そういうのを踏まえまして、私はこの補正予算案に対しては反対いたします。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番野澤良治君。

○5 番（野澤良治君） それでは、賛成の立場から討論させていただきます。

今まで、夏ぐらいからですか、本当に十分な事業説明会を行い、またアンケートの結果等も踏まえて、今回の小中一貫校の建設に執行部は踏み切ったのかなと思っております。その中で、前回基本設計が示されて、建物の規模、そして予算、また返済計画を見ても一貫した説明がなされていると私は考えております。

この町も、少子高齢化で急速な少子化があります。その中で、教育効果、そして学力向上も含めて、早急な建設をしないと考えると考えますので、今回の補正予算に対しては賛成ということでよろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番雑賀 茂君。

○1 番（雑賀 茂君） 今、先輩議員からも反対意見を申し上げたと思うんですが、重複する面も大分あるかと思いますが、私の意見を述べさせていただきます。

今回の学校統合関連補正予算について、反対の意思を表すものでございます。

まず、基本的確認についてであります。学校統合の目的、あるいはその理由は何なのか。この件については、議会、全協等あらゆる機会を通して執行部と何度となく議論をしてきており、小中一貫教育を進めるための統合であろうと私は理解しております。

小中一貫教育により特色のある教育、そして豊かな人づくりを目指すことに、反対は皆無であろうと思います。しかしながら、その目的を達成するための手段、方法について差異があり、執行部は一体型を考えておりますが、他方の既存校舎を活用しての分離型でも効果は十分可能であろうと考えております。

人口、とりわけ一番税金を納めてくれる生産年齢人口が激減し、年金生活者が比重を増してきておる状況では、税収も飛躍的に減になることが予想されます。本町における環境は非常に厳しいものがあり、人口の激減による税収の減、高齢化に伴う福祉対策費の増、

そして米価の激安による農業経営の悪化等々、町の経営も厳しさを増すことは必至であります。総合的見地に立った行財政を図るべきと考えるものであります。

このような状況の中において、なぜ今統合校舎建設なのか。今の時期、原材料費、人件費等が高騰しておる状況であることは、水戸市庁舎の建設等々新聞報道で自明の理でございます。

今後、近い将来、各学校の大規模改修、延命化工事の時期が到来することが予想され、そのときに一体校の建設を進めても遅くはないし、また、自治体経営の大原則である最少の経費で最大の行政効果に努めるべきであると私は考えております。

以上の観点から、議案第2号一般会計補正予算に反対の意思を表すものであります。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 賛成といえば賛成なんですけれども、私としましては、今、皆さんがおっしゃったのはもっともだと思います。10年後ということも、中学校ももつと。ただ、今の河内町の現状を考えますと、やはり一日も早く統合させなければ、子供たちが部活も何もできない状況になっている。そして、保護者の方たちも教育面に関してとても不安を感じているのではないかと思います。そして、人口も減ってきていますし、交付税も減ってきています。その中、町民に負担をかけないでやれるのであれば、やはりこの機会にしたほうがいいんじゃないかと思います。

ただ、本当に一番いいのは、理想なのは、河内中に10年間建て直す間でも統合させるのが一番と考えますが、ただ、今までのいろいろな経過を考えますと、それはどうしても多分住民感情では無理ということを感じております。そういったことを考えますと、子供たちのこと、お母さん方の意見も考えますと、この前の設計のことも予算が23億円でできない場合規模を小さくしてということも執行部のほうからお聞きしました。そしてまた、料金を下げて、そしてお願いしてやっているのかなという部分も心配でありましたけれども、設計者のほうから、下げようと思えば坪80万円から120万円までの間があると、その中100万円ということを選んだということもお聞きしまして、私は、その10年間延ばした間子供たちはどうするのか、部活もできない、何もできない、そういった河内町で教育を受けさせるとなったら、私がもし保護者であれば私は引っ越します。

そういった関連から、私は、今どうしてもやらなければこの先統合もできなくなるのではないかと、そういう心配をする上で賛成といたします。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今まで反対者の意見も確かにそうですけれども、10年先延ばしてこれからの河内町が右肩上がりでよくなっていくのでしたらいいですけれども、今、右肩下がり、だんだん悪くなっていくのに、先延ばししてその後ちゃんとできるのかどうか。10年後、今の反対した人はちゃんとその責任とれるのかと思うと、俺は無理だなと思います。今やらなかったらできないと思います。

そして、まちづくりもそうなんです。河内町が一つになれば町の活気も出ますし、いままちづくりができるわけです。今まで中学校二つあって、小学校昔は四つありましたけれども、こういう状態じゃなくて、本当にもっと早くやれば河内町一つになっていいまちづくりができたわけです。そういう観点から考えれば、ちょっと遅過ぎたという感じがあります。早くこういうものをつくってあげられれば、町民も一つの方向に向かってまちづくりに邁進できるわけでございます。

確かに、この建設費で税金が上がるんじゃないかという心配の町民の方もたくさんいると思います。でも、執行部の説明では、税金は上がらないという約束もあります。この学校建築に伴って税金を上げない、これは町民にとって安心なことだと思います。税金が上がらないでやれる範囲でこの学校建築ができるということに対して、私は賛成いたします。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 何回賛成の話をして同じことなんですけど、私も前回の基本設計のときも申しましたように、河内町が一体化するためには、町民が、保護者の方々が一つの学区の中でいろいろ話し合いをしながらやっていくのが一番理想だと思います。今まで2校でやっていたので、どうしても河内、金江津という考え方が抜けなくて、そういうのが何十年と続いております。今もそういう話を私自身もしたんですが、やはり一つの学校になれば、保護者も一体となり、ここ二、三年は、できたとしても四、五年はだめなんですけど、その後は順番、順番お互いに町民同士の気持ちがだんだんわかってよくなっていくかなと思います。

先ほど先送りしたほうがいいという話もありますけれども、先送りしてどういう結果が出るかは誰もわかりません。実際これ建設をしてどういう結果が出るかもまた誰もわかりません、正直な話。であるならば、執行部のほうで責任を持ってやっていくんだということで、声を大にして町民に対して説明をしてきたわけです。それを信じていかなければ何を信じていいかわかりません。私たちは、執行部から出たことに対して、議会としてどうだこうだという意見を出して、少しずつ修正していきながらやっていくのが議会議員だと思いますので、執行部のほうでこういう構想でやるんだという説明を何回もしていますよね。前回のときですか、基本設計がまだ出てないのにその次の予算化するのはおかしいん

じゃないかという話が出ました。それで執行部のほうも、ああそうだなということで納得して、一応それは取り下げて、この間協議会の中で説明をしていただきまして、皆さん納得して、それだったら大丈夫だなという話も聞いております。

私自身は統合に対しては大賛成ですので、そういうことは執行部に対しては信任しているわけですが、話の中を聞いてみますと、なるほどなと思うことが多々ありましたので、これからもこの予算が通りましたら、いろいろな面でまた執行部のほうから話があると思いますので、それに対してはいろいろな形で議会の中で議論していきながらやっていけばいいのかなと思います。

そういうことで、これに対しては、長年の夢がかなうということで私自身は大賛成であります。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） 賛成理由を申し上げます。

今後、河内町はこのままでは人口が減り、過疎化の一途をたどると思います。最近の若い夫婦は近隣の都市部へ流れています。その中で、特色のある学校教育、教育の場所をつくって、よりよい教育によって若い人たちが住める町をつくっていただきたいと思いますので、賛成の意見とします。よろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 私は、賛成の立場から話をさせていただきます。

執行部から出されている予算、いろいろな面でずっと検討してまいりましたけれども、現状に残っている既存の小学校、中学校の建物に対しては、説明の中で、あと10年ぐらいすると改修工事もしなければならないという説明でございました。今、23億円で新しい一貫のすばらしい校舎ができるという説明なんですけれども、既存の学校は10年たってしまうとそれ以上に経費もかかってしまう。かかってしまうのであれば、今、23億円で新しい学校ができるということですから、一貫校を進めてもらいたいと思います。

住民の方々にいろいろと聞いてみますと、もう学校はできるんだという考えの人が大半でございます。ここで反対をする理由は、私は一切ありません。できれば今回の議会で承認をしていただき、子供を持つ親、そして子供たちの未来、将来のために、早目に、29年までには完成していただけるようにお願いします。

○議長（篠田英一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠田英一君） 起立6名であります。よって、議案第2号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これにて平成27年第1回河内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員